

学校給食搬送業務処理要領

委託契約書第 1 条に規定する搬送業務の処理要領は、次のとおりとする。

1 業務処理の内容

(1) 使用車両

パワーゲート付き 2t 車両 1 台

(2) 人員

運転手 1 名及び補助員 1 名

(3) 処理内容

ア 北斗市第 1 学校給食共同調理場（北斗市中野通326番地の19）で調理した給食を、北海道北斗高等支援学校の配膳室（以下「配膳室」という。）まで搬送する。

イ 同日、使用した食缶、食器類等を配膳室から回収し、北斗市第 1 学校給食共同調理場へ搬送する。

(4) 搬送物及び数量

給食コンテナ（W900mm×D730mm×H1,410mm）2 台

2 委託業務の処理回数及び搬送日程等

(1) 処理回数

187回（別紙 2「令和 6 年度給食搬送日程表」のとおり）

(2) 搬送日程

別紙 2「令和 6 年度給食搬送日程表」のとおり

(3) 処理時間

ア 配膳室へ午前11時30分から午前11時50分までに搬入すること。

イ 配膳室から午後 1 時30分から午後 1 時50分までに回収すること。

3 委託業務履行の確認

委託者は履行の確認を別紙 3「給食搬送実施確認簿」により行う。受託者並びに業務担当員は日々の業務ごとに実施の確認を行う。

4 実施状況の報告

受託者は、毎月の給食搬送業務を完了した時は、別紙 4「学校給食搬送業務実施報告書」により、委託者に対し速やかに実施状況を報告するものとする。

5 搬送車両の衛生管理

受託者は、日常搬送に使用する車両内の清掃、必要があるときは消毒等を行うなど衛生管理に努めなければならない。

6 検便検査の実施

給食搬送業務に従事する者は、月 2 回以上公的衛生機関若しくは登録衛生検査所等で検便検査を受け、その都度、検査報告書を北海道北斗高等支援学校に提出するものとする。検査項目は、「赤痢菌」、「サルモネラ属菌」、「病原大腸菌 O157」とする。

7 費用の負担

給食搬送業務に要する被服（白衣、帽子、白長靴、軍手等）等及び搬送車両コンテナ内の温度測定器具等は、一切受託者の負担とする。

8 留意事項

業務遂行中は、他の業務を兼ねることはできないものとする。

9 その他

委託契約書及びこの要領に定めのない事項については、必要に応じ委託者と受託者とが協議して定める。